

(設置)

第1条 子ども子育て会議条例（平成25年条例第28号）第7条第1項の規定に基づき、子ども・子育て会議において、特定の分野において広く意見交換を行い、計画策定に資するとともに具体的、専門的事項を調査検討するため部会を設置する。

(任務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び時期等について
- (2) ニーズ調査・ヒアリング調査から抽出した子育て支援の課題に関する事項
- (3) その他、子ども・子育て会議において必要と認める事項

(部会)

第3条 部会は、次の2部会とする。

| 部会名 | 具体的な検討内容（課題） |
|--------------|---|
| 1. 教育・保育給付部会 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育提供区域の設定について【必須】 ・幼児期の学校教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び時期について【必須】 ・教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する確保の内容について【必須】 ・保育の必要性の認定について ・給付対象として確認を受ける施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の運営基準について【条例】 ・利用定員の設定について ・地域型保育事業の認可基準について【条例】 ・利用料の設定について ・保育士の確保策について ・質の確保及び向上について |

| | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">2. 子ども・子育て 支援部会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援の提供区域の設定について【必須】 ・地域子ども・子育て支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び時期について【必須】 ・設備運営基準の設定について（放課後児童クラブ）【条例】 ・利用料の設定について（放課後児童クラブ） ・子育て（悩み・入所等）に関する相談機能について ・療育・発達支援に関する施策のあり方について ・障がい児保育の充実について ・育休の推進について ・地域子ども・子育て支援事業の充実について（別記※参照） ・質の確保及び向上について |
|---|---|

（会議）

第4条 会議は、会長の指名する委員と関係課の実務担当者が協力して行うものとする。

（庶務）

第5条 部会の庶務は、子ども・子育て支援主管課において処理する。

（補則）

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成 25 年 11 月 29 日から施行する。

近江八幡市子ども・子育て会議設置条例（抜粋）

（部会）

第7条 子ども子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、特定の分野について意見交換を行い、計画立案等に生かすため、子育て会議の協議の進展に応じて開催する。
- 3 部会の委員は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 6 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会の委員がその職務を代理する。

※参考

●子ども・子育て支援給付

給付制度には、①「施設型給付」②「地域型保育給付」③「児童手当」の3つがあります。

| ① 施設型給付 | | ② 地域型保育給付の対象（0～2歳児） | |
|---------|--------|---------------------|------------------------------------|
| 対象施設 | 認定こども園 | 小規模保育事業 | ・定員6人以上19人以下 |
| | 幼稚園 | 家庭的保育事業 | ・定員5人以下。保育者の自宅または賃貸アパート等で保育を実施する事業 |
| | 認可保育所 | 居宅訪問型保育事業 | ・利用者の自宅に派遣。ベビーシッター。 |
| | | 事業所内保育事業 | ・主に従業員の子どものほか、地域の子どもにも保育を提供する事業 |

●地域子ども・子育て支援事業

① 妊婦健診「妊婦健康診査」、②乳児家庭全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん事業」
 ③地域子育て支援拠点事業、④一時預かり事業、⑤子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
 ⑥病児・病後児保育事業、⑦ファミリー・サポート・センター事業、
 ⑧養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業、⑨延長保育事業、
 ⑩放課後児童クラブ、⑪利用者支援、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、
 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

◆⑪～⑬については、新規事業です。